信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会の設置について

1 趣旨

令和7年7月16日に(公財)日本スポーツ協会理事会において、長野県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の2028年(令和10年)の開催が正式に決定され、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会が信州やまなみ国スポ・全障スポ長野県実行委員会に改組されたことから、「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野市準備委員会」(以下「準備委員会」という。)を改組し、国民スポーツ大会開催基準要項第25項第1号に基づき、「信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会」(以下「実行委員会」という。)を設置する。

2 実行委員会設置の概要

(1) 名称

信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会

(2) 組織

準備委員会の総会、常任委員会及び各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。

(3) 役員

会長、副会長等の役員は、準備委員会の役員を充てる。

- 3 会則等の改正
 - (1) 主な改正内容
 - ・「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会」 ⇒「信州やまなみ国スポ・全障スポ」
 - ・「準備委員会」 ⇒ 「実行委員会」
 - (2) 改正規定等
 - 準備委員会会則
 - ・ 準備委員会常任委員会への委任事項

【参考】国民スポーツ大会開催基準要項

- 25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会
 - (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 長野市準備委員会会則の改正

新旧対照表

改正後(案)

信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実 行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、信州やまなみ国スポ・ 全障スポ長野市実行委員会

(以下「実行委員会」 という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、信州やまなみ国 スポ・全障スポ

において、長野市で開催される競 技会(以下「競技会」という。)の円 滑な運営に関し、必要な事務及び事業 を行うことを目的とする。

(所掌事項)

成するため、次の各号に掲げる事項を 行う。

(1) ~ (6) 略

(組織)

- 第4条 実行委員会は、会長及び委員を 第4条 準備委員会は、会長及び委員を もって組織する。
- 2 略

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げ る役員を置く。

 $(1) \sim (4)$ 略

現行

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障 害者スポーツ大会長野市準備委員会会則 (名称)

第1条 本会は、第82回国民スポーツ大 会・第27回全国障害者スポーツ大会長 野市準備委員会(以下「準備委員会」と いう。)と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第82回国民スポ ーツ大会・第27回全国障害者スポーツ 大会において、長野市で開催される競 技会(以下「競技会」という。)の円 滑な運営に関し、必要な準備

を行うことを目的とする。

(所堂事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達 第3条 準備委員会は、前条の目的を達 成するため、次の各号に掲げる事項を 行う。

(1) ~ (6) 略

(組織)

- もって組織する。
- 2 略

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げ る役員を置く。

(1) ~ (4) 略

第6条 略

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、 会務を総理する。
- 2及び3 略
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査す る。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」 という。) の任期は、委嘱されたとき から実行委員会の目的が達成され、解 散したときまでとする。ただし、委員 等が就任時におけるそれぞれの所属団 体又は機関の役職を離れた場合は、そ の委員等は辞職したものとみなし、そ の後任者が前任者の残任期間を務める ものとする。

 $2\sim4$ 略

(顧問及び参与)

- 置くことができる。
- $2\sim5$ 略

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会に、次に掲げる会議 を置く。
 - (1) ~ (3) 略
- 第11条~第14条 略

(事務局)

- め、事務局を置く。
- 2 略

第6条 略

(役員の職務)

- 第7条 会長は、準備委員会を代表し、 会務を総理する。
- 2及び3 略
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査す る。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」 という。)の任期は、委嘱されたとき から準備委員会の目的が達成され、解 散したときまでとする。ただし、委員 等が就任時におけるそれぞれの所属団 体又は機関の役職を離れた場合は、そ の委員等は辞職したものとみなし、そ の後任者が前任者の残任期間を務める ものとする。

 $2 \sim 4$ 略

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を 第9条 準備委員会に、顧問及び参与を 置くことができる。
 - $2\sim5$ 略

(会議の種類)

- | 第10条 準備委員会に、次に掲げる会議 を置く。
 - (1) ~ (3) 略
- 第11条~第14条 略

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するた 第15条 準備委員会の事務を処理するた め、事務局を置く。
 - 2 略

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及 びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

の議決により定め、収支決算は、監事 の監査を経て、総会の承認を得なけれ ばならない。

(会計年度)

- 4月1日に始まり、翌年3月31日まで とする。
- 2 実行委員会の会計に関して必要な事 項は、会長が別に定める。

(解散)

- 第19条 実行委員会は、第2条に規定す る目的が達成されたときは、総会の議 決を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する 残余財産は、長野市に帰属するものと する。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、 実行委員会の運営に関し、必要な事項 は会長が定める。

附則

この会則は、令和6年7月2日から施 行する。

附則

1 この会則は、令和7年10月15日から 施行する。

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及 びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会 第17条 準備委員会の収支予算は、総会 の議決により定め、収支決算は、監事 の監査を経て、総会の承認を得なけれ ばならない。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年 第18条 準備委員会の会計年度は、毎年 4月1日に始まり、翌年3月31日まで とする。
 - 2 準備委員会の会計に関して必要な事 項は、会長が別に定める。

(解散)

- | 第19条 準備委員会は、第2条に規定す る目的が達成されたときは、総会の議 決を経て解散するものとする。
- 2 準備委員会が解散するときに有する 残余財産は、長野市に帰属するものと する。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、 準備委員会の運営に関し、必要な事項 は会長が定める。

附則

この会則は、令和6年7月2日から施 行する。

- 2 この会則施行の際、現に第82回国民 スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野市準備委員会の委員、役員、顧問、参与及び専門委員である者は、それぞれ信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会の委員、役員、顧問、参与及び専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中の「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野市準備委員会」を「信州やまなみ国スポ・全障スポーチを登り、に、「準備委員会」を「実行委員会」に、「準備委員会」を「実行委員会」に改める。

信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、<u>信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会</u>(以下「<u>実行委員会</u>」 という。)と称する。

(目的)

第2条 <u>実行委員会</u>は、<u>信州やまなみ国スポ・全障スポ</u>において、長野市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な<u>事務及び事業</u>を行うことを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
 - (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
 - (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
 - (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
 - (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

- 第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
 - (2) 長野市を代表する者
 - (3) 長野市議会を代表する者
 - (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

- 第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 10名以内
 - (3) 常任委員 40名以内
 - (4) 監事 2名

(役員の選任)

- 第6条 会長は、長野市長をもって充てる。
- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

- 第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから<u>実行委員会</u>の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。
- 2 総会は会長が招集し、その議長となる。

- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席委員等(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 7 第4項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会する ことができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は会長をもって充てる。
- 3 副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第4項、第5項及び第7項の規定は、常任委員会について準用する。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その 結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に 諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、 その承認を得なければならない。

第5章 事務局

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 <u>実行委員会</u>の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第19条 <u>実行委員会</u>は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、長野市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附則

この会則は、令和6年7月2日から施行する。

附則

- 1 この会則は、令和7年10月15日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

- 長野市準備委員会の委員、役員、顧問、参与及び専門委員である者は、それぞれ信州 やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会の委員、役員、顧問、参与及び専門委員に委嘱 されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中の「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野市準備委員会」を「信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会」に、「準備委員会」を「実行委員会」に改める。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 長野市準備委員会常任委員会への委任事項の改正

新旧対照表

改正後(案)現行信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実 行委員会 常任委員会への委任事項第82回国民スポーツ大会・第2 害者スポーツ大会長野市準備3 常任委員会への委任事項信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市第82回国民スポーツ大会・第3 第82回国民スポーツ大会・第3	2010.0047005	
行委員会 から 常任委員会への委任事項 常任委員会への委任事項 常任委員会への委任事項 常任委員会への委任事項 おしている またっといる またっとい	現行	改正後(案)
実行委員会会障害者スポーツ大会長野市準値則第11条第3項第5号に基づく総会から則第11条第3項第5号に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおり常任委員会への委任事項は、ととする。とする。1~6略	/大会長野市準備委員会から の委任事項 ピスポーツ大会・第27回全国 -ツ大会長野市準備委員会会 3項第5号に基づく総会から	行委員会 から 常任委員会への委任事項 信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市 実行委員会 会 則第11条第3項第5号に基づく総会から 常任委員会への委任事項は、次のとおり とする。

信州やまなみ国スポ・全障スポ 長野市実行委員会から常任委員会への委任事項

信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会会則第11条第3項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 広報及び市民運動に関すること
- 3 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること
- 4 宿泊及び医事衛生に関すること
- 5 輸送、交通、警備及び消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること